

平成21年2月9日

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

条件付一般競争入札説明書（入札公告）

1 入札に付する事項

- (1) 案件名称
案件名称 平成21年度用品(家庭用電気機器)の単価契約
- (2) 入札に付する物品の名称及び数量
品名等 アルカリ電池単1ほか6品目
数量 別紙仕様書のとおり
- (3) 仕様
別紙、仕様書のとおり
- (4) 技術審査資料の提出
7 技術審査資料の提出による
- (5) 契約期間
平成21年4月1日（水）～平成22年3月31日（水）
- (6) 納入場所
大阪府の指定する場所

2 入札参加資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てに（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この告示の日から開札の日までの期間において、次のア又はイのいずれも該当しない者であること。
 - ア 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (8) 平成21・22年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「23 家庭用電気機器」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、この入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目(分館6号館)
(TEL (06)6941-0351 内線5344)
大阪府総務部契約局契約第二課調整グループ

イ 申請の方法

(ア) システムにおいて、必要な事項を入力し、送信する。

(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成21年2月17日(火) 午後4時まで

なお、添付書類は、同日(火)午後4時までに必着とすること。

平成21・22年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿への登録申請期限

エ その他

詳細は、システムの説明による。

3 入札参加申請書の提出期間、提出方法

(1) 期間

平成21年2月9日(月) 午前10時から 平成21年2月24日(火) 午後4時まで

(日曜日及び土曜日並びに平日の午後5時から午前10時までを除く。)

(2) 提出方法

大阪府電子申請システム(URL (<https://www3.shinsei.pref.osaka.jp/ers/index.do>)) (以下「電子申請システム」という。))において、申請に必要な事項を入力し、送信することにより行う。

また、電子申請システムを利用し入札参加申請できない者は、大阪府物品関係条件付一般競争入札参加申請書(様式第1号)に必要な事項を記載し、大阪府総務部契約局契約第二課委託物品第二グループまで持参又は郵送により提出する。

(3) 入札参加資格の確認通知

大阪府物品関係条件付一般競争入札実施要綱(紙)第6条の入札参加申請の要件を具備している者に対し、平成21年2月26日(木)付けで、電送により参加資格確認通知書を発行する。

大企業の方へ

中小企業者(中小企業基本法第2条第1項で定義する者)の参加が5者以上になった場合は、大阪府物品関係条件付一般競争入札実施要綱(紙)第10条(2)により、大企業者の入札参加資格は無くなります。

4 入札書及び入札説明書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成21年2月9日(月) から 平成21年2月24日(火) まで

(2) 交付場所

大阪府総務部契約局のホームページ

5 入札説明書及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書(様式第2号)を提出すること。

ア 受付期間

平成21年2月23日(月) から 平成21年2月26日(木) まで

(日曜日、土曜日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

質問の提出先 大阪府総務部契約局契約第二課委託物品第二グループ

FAX 06-6944-6128

電子メールアドレス keiyaku2-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

質問書様式のダウンロードURL

(<http://www.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/buppin/buppin-indx.html>)

(2) 仕様書の質問に対する回答は、次のとおり掲示して行なう

ア 回答日 平成21年3月3日(火) 午後4時から

イ 掲示場所 大阪府総務部契約局委託物品第二グループのホームページ

(なお、質問内容によっては、回答日時が遅れる場合があります。)

6 入札の日時及び場所

(1) 日時

平成21年3月9日(月) 午後2時30分

(2) 場所

大阪市中央区大手前二丁目
大阪府総務部契約局第1入札室(大阪府庁分館6号館1階)

(3) その他

ア 入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を持参し、提出すること。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 技術審査資料の提出

(1) 日時

平成21年3月9日(月) 午後2時30分

(2) 場所

大阪市中央区大手前二丁目
大阪府総務部契約局第1入札室(大阪府庁分館6号館1階)

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴する。

イ 契約保証金

(ア) 落札者は、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第67条の規定による契約保証金を納めなければならない。

a 納付期日

契約締結の日

b 納付場所

大阪市中央区大手前二丁目
大阪府総務部契約局契約第二課委託物品第二グループ

(イ) 上記にかかわらず、大阪府財務規則第68条第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 入札の無効

期限までに申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本府により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第57条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書等に関する事項

ア 契約書を作成すること。

イ 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が(ア)又は(イ)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

(ア) 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合

(イ) 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合

(5) 入札参加者は、大阪府物品関係条件付一般競争入札実施要綱(紙)、大阪府物品関係一般競争入札心得(紙)、一般競争入札説明書、契約書案及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

なお、平成21年1月1日から大阪府グリーン配送適合車の条件が一部変更されています。物品の配送時には、新しい「グリーン配送等の条件」を遵守してください。詳細は <http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/green/index.html> でご確認ください。